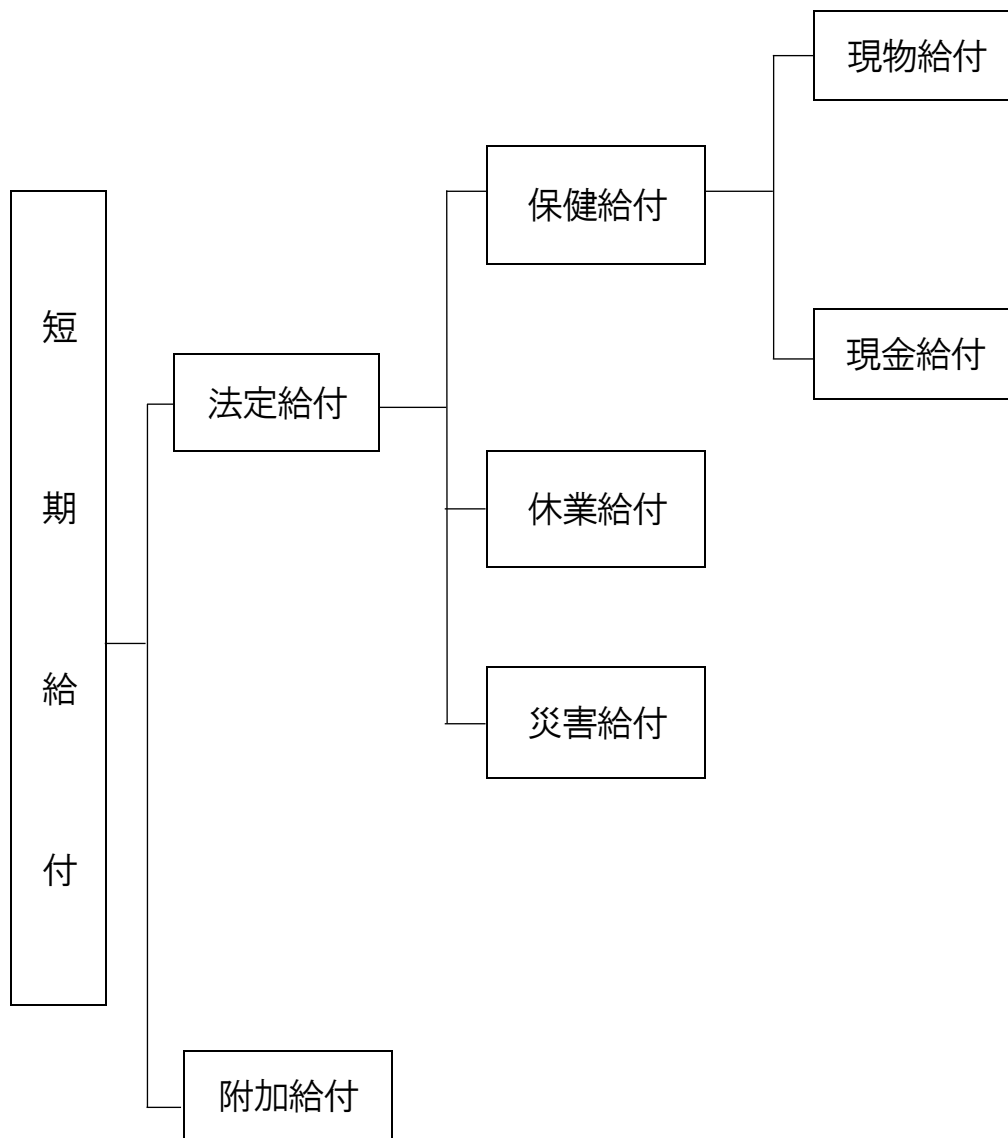


## 第1章 短期給付の種類

短期給付には、法律で給付の種類や内容が定められている「法定給付」と、共済組合が財政事情を勘案して定款で定め、法定給付に附加して支給する「附加給付」があります。



給付一覽

区分	給付の種類	給付の支給額	支給の要件
法定給付	療養の給付	医療費×0.7	組合員が公務外の病気又は負傷により保険医療機関から療養を受けた場合(現物給付)
	入院時食事療養費	食事費－標準負担額 (一般 460円/食)	組合員が公務外の病気又は負傷により保険医療機関から療養の給付と併せて食事療養を受けた場合
	保険外併用療養費	医療費×0.7	組合員が公務外の病気又は負傷により保険医療機関から評価療養又は選定療養を受けた場合
	療養費	医療費×0.7	療養の給付をやむをえず受けられなかった場合(現金給付)
	訪問看護療養費	指定訪問看護費用×0.7	組合員が公務外の病気又は負傷により、指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護業者)から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたとき
	移送費及び家族移送費	組合が相当と認めた額	組合員及び被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所へ緊急に移送され、組合が必要と認めた場合
	家族療養費	医療費×0.7	被扶養者が医療機関において病気又は負傷の治療を目的とする医療行為を受けた場合
	家族訪問看護療養費	指定訪問看護費用×0.7	被扶養者が指定訪問看護業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合

第3編 短期給付

区分	給付の種類	給付の支給額	支給の要件	
法定給付	高額療養費 (一部負担金 － 算定基準額)	算定基準額の計算過程  上位所得者 (標準報酬月額530,000円以上) $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$  一般所得者 (標準報酬月額500,000円以下) $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	自己負担額が上位所得者で167,400円、一般で80,100円を超えた場合又は、療養のあった月以前の12月以内に3回以上高額療養費が支給されているとき上位所得者で93,000円、一般で44,400円を超えた場合	
		出産費及び 家族出産費	408,000円(420,000円※)	組合員(1年以上組合員であった者で退職後6月以内である者を含む)及び被扶養者が出産した場合 ※ただし、産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合は、12,000円を加算
	埋葬料	50,000円	組合員が死亡した場合 (原則、被扶養者に支給)	
	家族埋葬料	50,000円	被扶養者が死亡した場合 (組合員に支給)	
	休業給付	傷病手当金	(給付日額) <b>平均標準報酬日額 × 2/3</b>	組合員が病気や負傷のために休業した場合に支給する。支給期間は同一の傷病について、待機期間3日を経過した日から通算して1年6月(結核は3年)の期間
		出産手当金	(給付日額) <b>平均標準報酬日額 × 2/3</b>	組合員が出産のために休業した場合に支給する。支給期間は、出産の前42日(多産98日)から出産後56日の期間に勤務に服することができなかった期間

第3編 短期給付

区分		給付の種類	給付の支給額	支給の要件
法定給付	休業給付	休業手当金	(給付日額) 標準報酬日額×0.5	被扶養者の看護等のやむをえない理由により欠勤した場合
		育児休業手当金	(給付日額) 育児休業開始後180日に達するまで <b>標準報酬日額×0.67</b> 育児休業開始後180日以降 <b>標準報酬日額×0.5</b>	支給期間は子が1歳に達する日まで(総務省令で定める場合に該当は1歳6月。最長2歳まで)
		介護休業手当金	(給付日額) 標準報酬日額×0.67	組合員が介護が必要な家族の介護を行うため介護休暇の承認を受けて勤務を休んだ場合(支給日数は通算で66日間分)
	災害給付	弔慰金及び家族弔慰金	(弔慰金) 標準報酬月額	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡した場合
			(家族弔慰金) 標準報酬月額×0.7	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合
		災害見舞金	(給付限度額) 標準報酬月額×3	組合員が水震火災等非常災害により住居又は家財に損害を受けた場合
附加給付	家族療養費附加金	被扶養者 自己負担額－基礎控除額 (1,000円未満不支給)	医療費の自己負担額が1件につき基礎控除額(上位所得者：50,000円、一般所得者：25,000円)を超えた場合	
	家族訪問看護療養費附加金	被扶養者 自己負担額－基礎控除額 (1,000円未満不支給)	医療費の自己負担額が1件につき基礎控除額(上位所得者：50,000円、一般所得者：25,000円)を超えた場合	
	出産費附加金	30,000円	出産費が支給される場合	
	家族出産費附加金	30,000円	家族出産費が支給される場合	
	傷病手当金附加金	(給付日額) <b>平均標準報酬日額×2/3</b>	傷病手当金の支給期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができない場合(期間6月間)	

第3編 短期給付

区分	給付の種類	給付の支給額	支給の要件
附加給付	一部負担金 払戻金	組合員 自己負担額－基礎控除額	組合員の一部負担金の額が1件につき基礎控除額 (上位所得者：50,000円) (一般所得者：25,000円) を超えた場合
		組合員及びその被扶養者 合算後の自己負担額－ 基礎控除額	組合員及びその被扶養者の自己負担額を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で当該自己負担額が (上位所得者：100,000円) (一般所得者：50,000円) を超えた場合

(注) 1 算定基礎は、一般的な例によったものである。

2 医療費とは、保険適用範囲のものに限る。

3 標準報酬月額とは、組合員の報酬(給料月額+実際に支給された諸手当)の3ヵ月の平均額を標準報酬等級表に当てはめて決定された金額である。

4 標準報酬日額とは、標準報酬月額の1/22に相当する金額である。

5 平均標準報酬日額とは、支給開始日の属する月以前の継続した12ヵ月の平均した標準報酬月額を1/22に相当する金額である。

6 上位所得者とは、標準報酬月額530,000円以上の者である。

一般所得者とは、標準報酬月額500,000円以下の者である。

7 休業給付は、支給期間中に給料等が支給される場合には調整規定がある。(法第71条)

8 一部負担金払戻金の支給額が1,000円未満の場合は不支給となる。

9 家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金について、その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

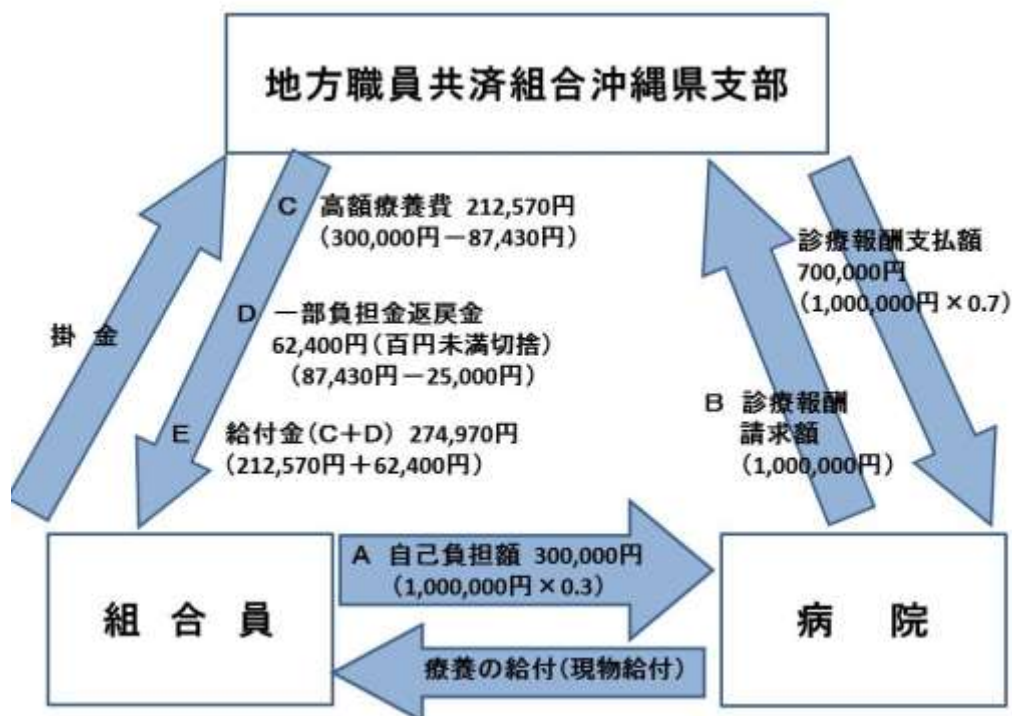
## 第2章 組合員証を使用したときの給付（現物給付）

### 1 療養の給付（法第56条）

#### ■給付の仕組み（A）

組合員が病気、ケガ等で組合員証を使用して治療を受けたときの療養の給付は次のとおりです。

（例）組合員が受診して総医療費が100万円するとき（一般所得者）



#### ■給付金の支給基準

組合員証を使用したときの給付金の算定及び支給基準は次のとおりです。

1 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の算定における自己負担額とは、同一月の同一医療機関、同一診療科の診療報酬明細書分(レセプト分)です。ですから、A組合員が同一月にB医院に25,000円、C医院に25,000円の自己負担額を支払っても一部負担金払戻金の給付はありません。

2 組合が給付するものは保険適用治療のみです。自己負担額には保険適用外治療費が含まれていることがありますので、給付金と合わないことがあります。(「第5章 組合員証等が使用できない診療」を参照ください)

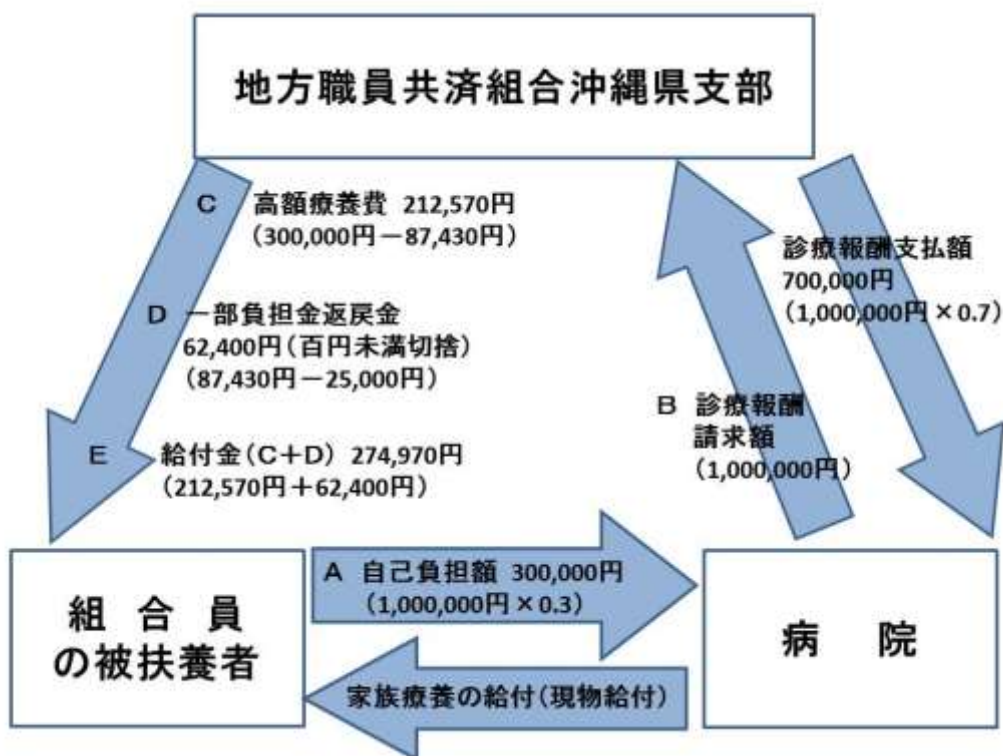
### 第3編 短期給付

3 家族療養費附加金、一部負担金払戻金の支給は、医療機関で診療を受けた翌月に診療報酬支払基金を経由して翌々月に共済組合に請求があった後ですので、通常、診療を受けた月の約3ヶ月後になります。附加金等の支給が確定しますと、支給月の月末に所属所の組合員あて「給付決定通知書」を送付しますので、市町村の子ども医療費助成に該当する場合の添付資料になります。

#### ■給付の仕組み (B)

組合員の被扶養者が病気、ケガ等で組合員証を使用して治療を受けたときの療養の給付は次のとおりです。

(例) 家族が入院して総医療費が100万円するとき(組合員が一般所得者)



## 第3章 限度額適用認定証等（高額療養費）の制度について

### 1 限度額適用認定証の発行について

組合員及び被扶養者の外来・入院等に係る窓口での支払額(自己負担額)を一定の限度額(高額療養費算定基準額)までとする制度で、「**限度額適用認定証**」を医療機関の窓口に掲示することにより取り扱われます。

また、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から7月までの場合は前年度)において、組合員が低所得者の区分(市町村民税の非課税者)に該当する場合は、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関の窓口に掲示することにより、自己負担額を一定の限度額(高額療養費算定基準額)までとすることができます。

#### ■認定証の交付を受ける方法

職員厚生課掲示板に掲載している「**限度額適用認定申請書**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」に必要事項を記入のうえ、所属の共済事務担当者へ提出してください。

なお、船員組合員については、手当の支給額を確認するため、給与明細書または職員別給与簿を申請書に添付のうえ提出してください。

#### ■留意事項

(1)限度額適用認定の認定日は、**申請のあった日の属する月の1日から**となります。**遡っての認定はできません**ので、入院予定のある方は余裕を持って所属の共済事務担当者へ申請書を提出してください。

**早急に認定証の交付を受ける必要がある場合、所属の共済事務担当者においては、認定申請書の速達による郵送などの対応をお願いします。**

(2)申請書内の「**入院（通院）予定期間**」は**必ず**記入して下さい。

(3)平成27年10月より標準報酬制に移行し、決定した標準報酬月額はその年の9月から翌年の8月まで、原則、掛金や給付額の算定の基礎となります。**限度額適用認定証の所得区分も標準報酬月額で区分されることから、認定証の有効期限は最長で翌年の8月31日まで**となります。

なお、再任用フルタイムの地共済組合員及び任意継続組合員につきましては、4月時点で標準報酬月額が決定されますので、認定証の有効期限は3月31日までとなります。



### 第3編 短期給付

(4)すでに認定証の交付を受けている方で、昇給や特例措置による給与の減額等で、**標準報酬月額（給料月額＋実際に支給される諸手当）**が新たに530,000円を上回る、または500,000円を下回る組合員については、**自己負担上限額が変更になります**ので、認定申請書に現在交付を受けている認定証を添付のうえ、新しい認定証の交付申請を行ってください。

(5)有効期限の過ぎた認定証は速やかに直接、共済組合まで返却ください。

返却がない場合、次回の認定証が発行できない場合がありますのでご注意ください。

(6)申請書内に記載する標準報酬月額について

給与明細書には、給与支給明細書、その他控除明細書、給与振込明細書の3段に分けて記載されておりますが、1段目の給与支給明細書の一番下の欄に標準報酬の記載がありますので、月額（短期）の金額を申請書の標準報酬月額に記載して下さい。

## 2 特定疾病療養受療証の発行について

組合員及びその被扶養者が以下に掲げる疾病の診療を受け、長期にわたり高額な治療を継続する必要があるときは、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払額（自己負担額）を一定の限度額（高額療養費算定基準額）までとすることができます。

### ■対象となる疾病

- (1)人工透析が必要な慢性腎不全
- (2)血友病
- (3)血液製剤に起因するHIV感染

### ■受療証の交付を受ける方法

「特定疾病療養受療証交付申請書」に必要事項を記入のうえ、所属の共済事務担当者へ提出してください。

## 第4章 給付金の支給

### 1 給付金の請求

組合員や被扶養者に短期給付の支給事由が生じたときは、所定の様式で共済組合まで請求してください。ただし、組合員証を使用したときの給付(療養の給付、家族療養の給付、高額療養費、家族療養費附加金及び一部負担金払戻金)については、診療報酬明細書に基づき電算処理による支払方式をとっていますので、請求の必要はありません。

### 2 給付金に係る請求権の消滅時効〈法第144条の23〉

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年間**行わないときは、時効によって消滅しますので、注意してください。

## 第5章 組合員証が使用できなかったとき（医療費を立て替えたとき）の給付（現金給付）

やむを得ない事情で組合員証等を提示せずに医療機関等にかかったときなどは、本人がいったん費用を全額支払った後、組合員からの請求に基づき、共済組合が必要と認めた額が「療養費」「家族療養費」「移送費」および「家族移送費」として支給されます。

### ■支給される場合（例示）

- 1 やむを得ない事情で組合員証等を提示できなかったとき
  - 2 病気やケガで治療を受けるため移送されたとき
  - 3 生血の輸血を受けたとき
  - 4 治療のために装具（コルセット、サポーターなど）を作成し装着したとき
  - 5 柔道整復師の施術を受けたとき
  - 6 はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けたとき
  - 7 資格喪失した健康保険（国保等）の保険証を誤って使用したとき
  - 8 海外で療養を受けたとき
- …… など

### 1 やむを得ない事情で組合員証等を提示できなかったとき

通常、組合員証を提示し、医療費の一定割合を自己負担することにより医療を受けられますが、組合員証が未発行であるとき、急病で近くに保険医療機関がなかった場合などは、全額若しくは相当の自己負担をしなければならないことがあります。

このような理由で自己負担をし、共済組合がやむを得ないと認めたときは、医療費の自己負担割合分を控除した額を現金給付します。

### ■支給額

自己負担した医療費のうち自己負担割合(※)分を控除した額

※ 自己負担割合

小学校入学前…………… 医療費の2割を自己負担

### 第3編 短期給付

小学校入学後から69歳まで……………医療費の3割を自己負担

70歳に到達した方から74歳までの方……………医療費の2割を自己負担

#### ■提出書類

(1)療養費・家族療養費請求書

※ 診療を受けた日が複数の月にまたがる場合は、月ごとに請求書を作成してください。

(2)受診した医療機関等が発行する「診療報酬明細書」(レセプト)

(3)医療機関等で支払った医療費の領収書(原本)

※ (2)の「診療報酬明細書」の提出ができない場合は、「診療報酬領収済明細書」(様式27号の1(p.119)または2(p.120))を医療機関等で作成してもらい、共済組合へ提出して下さい。

## 2 病気やケガで治療を受けるため移送されたとき

移送費及び家族移送費の支給要件は、負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送され、次のいずれにも該当すると共済組合が認めたとき。

(1) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送された場合。

(2) 離島等で負傷し、又は疾病にかかり、その症状が重篤(ジュウトク)であり、かつ、付近の医療施設では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合。

(3) 移動困難な患者であつて、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合。

※ 通常の通院に要する交通費は対象になりません。

#### ■支給額

最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とし、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。

## 第3編 短期給付

### ■提出書類

- (1)療養費・家族療養費(移送料を含む)請求書
- (2)移送の経路を示した書類(任意様式)
- (3)次の事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び当該移送に要した領収書等の証拠書類

(原本)

ア 移送を認めた理由(付添いがあった場合は、その付添人の氏名及び住所、併せてその付添いを認めた理由)

イ 病院又は診療所に入院した場合には、その期間並びに病院又は診療所の名称及び所在地

ウ 移送の方法及び経路

※ 上記、証拠書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該証拠書類に日本語の翻訳文(翻訳者の住所・氏名を記載)を添えなければならない。

## 3 生血の輸血を受けたとき

治療上の必要があつて生血を輸血する場合は、親子、兄弟、配偶者等の親族から血液の提供を受けたときを除き、その費用(生血代、運送費)を支給します。なお、保存血は療養の給付(現物給付)のため請求の必要はありません。

### ■支給額

組合員が実際に支払った額を限度として各都道府県の定めた基準により算定する額。

### ■提出書類

- (1)療養費・家族療養費請求書
- (2)輸血代の領収書(原本)
- (3)医師の輸血証明書(原本)

## 4 治療のために装具(コルセット、サポーターなど)を作成し装着したとき

医師が治療上必要と認定し、関節用装具、コルセット、サポーター等の治療用装具を業者に作らせ装着した場合に支給されます。

### 第3編 短期給付

なお、眼鏡(小児弱視治療等は除く)、補聴器等、日常生活や職業上の必要性によるものや美容の目的で使用されるものは支給対象にはなりません。

#### ■支給額

自己負担した医療費のうち自己負担割合分を控除した額

#### ■提出書類

- (1)療養費・家族療養費請求書
- (2)医師の証明書(原本)
- (3)装具制作業者の領収書(原本)

#### ■小児弱視等の治療用眼鏡等を医師の指示に基づき購入した場合の注意点

- (1)治療用眼鏡等(眼鏡、コンタクトレンズ)は、9歳未満の小児が支給対象となります。
- (2)治療用眼鏡等の更新は、5歳未満の小児は更新前装着期間が1年以上、5歳以上の小児は更新前装着期間が2年以上ないと療養費の支給対象とはなりません。
- (3)治療用眼鏡等の購入金額には上限額があり、上限額を超える部分は給付対象外となります。

◇ 眼鏡 38,902円(税込み)

◇ コンタクトレンズ1枚 16,324円(税込み)

#### (例) 7歳の子に5万円の治療用眼鏡を購入した場合

38,902円×0.7=27,231円が家族療養費として支給。

## 5 柔道整復師の施術を受けたとき

整骨院・接骨院等で骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉離れ)の施術を受けた場合(骨折・脱臼は緊急の場合を除いてあらかじめ医師の同意を得ること)施術に要した費用から自己負担額を差し引いた額が支給されます。自己負担額は医療機関等にかかった場合と同様です。一般的には施術を受ける際に組合員証を提示して、整骨院・接骨院等へ自己負担額を支払う形を取っていますが、これは通常の医療機関での受診(医療機関が地共済に請求する)と異なり、手続き上は地共済と受領委任契約を締結している**柔道整復師が組合員に代わって施術に係る残りの費用を地共済に請求する「受領委任」という方法**が認められているためです。あくまでも組合員が施術の内容を確認したうえで柔道整復師に療養費の請求・受領を委任していることとなります。

### 第3編 短期給付

#### ■支給額

地共済と受領委任契約を締結している柔道整復師から施術を受けた場合は、療養費は直接柔道整復師に支給しますので、組合員への支給はありません。

地共済と受領委任契約のない柔道整復師から施術を受けた場合は、組合員が全額自己負担しますので、自己負担した療養費のうち自己負担割合分を控除した額を支給します。

#### ■提出書類(地共済と受領委任契約のない柔道整復師から施術を受けた場合に限る)

- (1)療養費・家族療養費請求書
- (2)柔道整復施術療養費支給申請書(施術者側が作成)
- (3)領収書(原本)

## 6 はり師・きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けたとき

はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧は、医療上必要という医師の同意のあるものに限定されますので、「同意書(はり及びきゅう療養費用)、(あんま及びマッサージ療養費用)」(別添様式(p.122、p.126))にて医師の同意を得て、施術者に提出(提示)してください。

#### ■支給額

地共済と受領委任契約を締結している施術者から施術を受けた場合は、療養費は直接当該施術者に支給しますので、組合員への支給はありません。

地共済と受領委任契約のない施術者から施術を受けた場合は、組合員が全額自己負担しますので、自己負担した療養費のうち自己負担割合分を控除した額を支給します。

#### ■提出書類(地共済と受領委任契約のない施術者から施術を受けた場合に限る)

- (1)療養費・家族療養費請求書
- (2)療養費支給申請書(施術者側が作成)
- (3)領収書(原本)
- (4)医師の同意書(原本)

**組合員およびその被扶養者の方へ**

**「柔道整復師での施術内容に関する照会」を実施しています。**

「医療費の適正化」の一環として、組合員・被扶養者が柔道整復師等(※)で受診された施術内容の照会を25年度より実施しています。

この照会は、柔道整復師等からの請求内容が適正であるかを確認するためであり、地共済本部が点検機関に業務委託して行います。点検機関から組合員に、確認のための照会文書を送付することがあります。送られてきた場合、回答を記入のうえ期限までに必ず返送ください。この照会は、受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも「領収書」等の保管をお願いいたします。

なお、個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、委託先との間で「療養費の点検及び確認以外には使用しない」旨の契約を締結しています。

※ 「柔道整復師等」には、はり・きゅう・あん摩マッサージも含まれます。

## 7 資格喪失した健康保険（国保等）の保険証を誤って使用したとき

当共済組合に加入すると同時に、以前加入していた健康保険(国民健康保険等)の資格は喪失することとなります。

資格喪失したにもかかわらず、国民健康保険等の保険証を使用して医療機関を受診した場合、後日、前保険者(市町村等)より、前保険者負担分の医療費の返還請求があります。請求があった医療費を前保険者(市町村等)へ返還した場合、次の書類を共済組合に提出してください。

### ■提出書類

(1)療養費・家族療養費請求書

※ 診療を受けた日が複数の月にまたがる場合は、月ごとに請求書を作成してください。

(2)以前加入していた保険者が発行する「診療報酬明細書、調剤報酬明細書」(レセプト)

※ 通常は、封筒に入っており、「開封無効」などと記載されています。

(3)領収書(原本)

※ 通常は、納付書(短冊型)となっており、金融機関の収納済スタンプが押印されています。



## 第3編 短期給付

### ■支給額

医療費の保険者負担分(総医療費のうち自己負担割合分を控除した額)を支給します。

※ 原則として、前保険者に返還した額(上記(3)領収書(原本)」に記載されている金額)を支給します。

## 8 海外で療養を受けたとき

海外で療養を受けた場合、日本の医療保険制度が適用されないため、いったん医療費の全額を自己負担のうえ、後日、共済組合へ請求することとなります。

なお、海外での療養は、医療費が高額となることがありますが、共済組合からの支給額は、実費を基に算定するのではなく、日本の保険診療ルールに側って算出した額を基に算定して決定されます。なお、実費が保険診療ルールで算出した額よりも低い場合には、実費を基に算定して決定されます。

### ■提出書類

(1)療養費・家族療養費請求書

※ 診療を受けた日が複数の月にまたがる場合は、月ごとに請求書を作成してください。

(2)診療内容明細書(医科または歯科)

(3)療養に要した費用の領収書(原本)

(4)翻訳文(上記、(2)および(3)について、外国語で記載されている場合)

※ 翻訳した方の住所・氏名についても、翻訳文に記載してください。

## 第6章 組合員証等が使用できない診療

共済組合が給付対象と認めていない次のような診療(保険適用外診療)は、全額自己負担となります。また、診療のなかにも保険適用外診療が含まれることがありますので、不明な点は医師にご確認してください。

- (1) 美容のための処置・整形手術 (ケガの跡の処置は対象となります)
- (2) 正常な分娩 (異常分娩のときは対象になります)
- (3) 健康診断、予防接種、虫歯の予防
- (4) 医師が必要と認めない治療装具
- (5) 公務中や通勤中の病気やケガ(地方公務員災害補償基金から給付されます。)

## 第7章 子供が産まれたときの給付

組合員およびその被扶養者が出産したときは、以下の給付金が支給されます。

- 1 出産費及び家族出産費
- 2 出産費附加金及び家族出産費附加金

### 1 出産費及び家族出産費〈法第63条第1項、第3項〉

#### ■支給対象

- (1) 妊娠4ヶ月(85日)以上の出産(死産・流産も含む)
- (2) 母体保護法に基づく妊娠4ヶ月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合
- (3) 上記、(1)または(2)に該当し、かつ1年以上組合員だった者が退職後6か月以内に出産した場合。(ただし、退職後、他の医療保険者から給付を受けるときは、支給されません。)

#### ■支給額

- (1) 通常の出産(産科医療補償制度加入医療機関等での出産・在胎週数22週以上での出産)  
42万円 × 出生児の数 を支給
- (2) 産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産・在胎週数22週未満での出産  
40万円8千円 × 出生児の数 を支給

#### ■請求の方法

- (1) 直接支払制度を利用する(一般的な方法)

当制度は、出産にかかる費用を事前に用意する負担を軽減し、安心して出産していただくために、**出産費または家族出産費の額(42万円または40万8千円)を上限として**、共済組合から医療機関等へ直接、支払を行う制度です。

当制度を利用する場合には、退院するまでの間に、医療機関等が用意する「**合意文書**」に同意する必要があります。

また、実際に出産にかかった費用が出産費または家族出産費の額(42万円または40万8千円)より少なかった場合は、組合員からの請求に基づき差額を支給します。

### 第3編 短期給付

#### (2) 償還払い

出産にかかった費用をいったん組合員が全額医療機関等に支払い、後から共済組合に出産費または家族出産費の額(42万円または40万8千円)を請求して受け取る方法です。

#### ■提出書類

##### (1) 直接支払制度で請求する場合

ア 直接支払制度活用者用・出産育児一時金等内払金支払請求書

イ 出産費用内訳明細書の写し

(医療機関代理受取額、出産児数、出産年月日等を確認します。)

ウ 直接支払制度合意文書の写し

##### (2) 償還払いで請求する場合

ア 出産費・同附加金、家族出産費・同附加金請求書

イ 出産費用内訳明細書の写し

(医療機関代理受取額、出産児数、出産年月日等を確認します。)

※ 出産費用内訳明細書が医療機関等から発行されない場合は、出産にかかる領収書の写しを提出してください。領収書で出産児数、出産年月日が確認できない場合、上記アの請求書の様式内に医師又は助産師からの出産証明をもらう必要があります。

ウ 直接支払制度合意文書の写し

#### ■留意事項

配偶者が被扶養者として認定を受けて、6ヶ月以内に出産したときは、以前、被保険者(組合員)として加入していた健康保険組合等に対しても、出産費を請求できる場合があります。このケースにおいて当組合に家族出産費を請求する場合、以前、加入していた保険者に対して給付金の受給権を放棄する必要があります。

給付金の受給権を放棄する場合は、当組合が用意する「健康保険等の規定による給付金の受給権放棄申請書」に必要事項を記入のうえ、以前、加入していた保険者から当該受給権放棄申請書に証明の公印をもらったうえで、上記、提出書類と一緒に提出してください。

## 2 出産費附加金・家族出産費附加金〈定款第30条の4、第30条の5〉

### ■支給額

出産費又は家族出産費を支給する場合に一律3万円が支給されます。(3万円×出生児数)

※ 直接支払制度を利用して、出産費又は家族出産費の全額を医療機関が代理受領した場合でも、  
附加金は支給されます。

### ■請求の方法

出産費又は家族出産費と併せて請求します。

## 第8章 死亡したときの給付

### 1 埋葬料〈法第65条第1項〉

組合員が公務によらないで死亡したときは、被扶養者のうち埋葬を行うべき者に「埋葬料」が支給されます。

#### ■支給額

一律5万円

※ 死亡当時、その組合員に埋葬料の支給を受けるべき家族(被扶養者)がいないときは、実際に埋葬(告別式等含む)を行った者に、上記支給額の範囲内で実際に埋葬に要した費用を支給します。

#### ■提出書類

- (1) 埋葬料・家族埋葬料請求書
- (2) 短期給付等の給付に関する申立書
- (3) 火葬・埋葬許可証の写し
- (4) 埋葬料振込先(被扶養者または実際に埋葬を行った者)の口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)
- (5) 埋葬(火葬、告別式費用等)に要した費用額に関する証拠書類(領収書等)

※ 被扶養者がいないときで、実際に埋葬を行った者が請求する場合のみ

### 2 家族埋葬料〈法第65条第3項〉

組合員の被扶養者が死亡したときは、組合員に「家族埋葬料」が支給されます。

#### ■支給額

一律5万円

#### ■提出書類

- (1) 埋葬料・家族埋葬料請求書
- (2) 火葬・埋葬許可証の写し

## 第9章 勤務を休み給料が支給されないときの給付（休業給付）

組合員が公務によらない傷病、出産等やむをえない事由により勤務できず給料の一部若しくは全部が支給されないときは、休業給付として次の休業給付が支給されます。

休業給付は、祝日法による休日や12月29日から1月3日までの日に当たっても支給されます。ただし、週休日（育児休業手当金は日曜日及び土曜日）は支給されません。

- 1 傷病手当金・傷病手当金附加金
- 2 出産手当金
- 3 休業手当金
- 4 育児休業手当金
- 5 介護休業手当金

### 1 傷病手当金・傷病手当金附加金〈法第68条、定款第31条〉

組合員が公務によらない病気やケガの療養のため引続き勤務に服することができない場合(※)において、給料の一部若しくは全部が支給されないときは「傷病手当金・傷病手当金附加金」支給されます。

※ 療養のため引続き勤務に服することができない場合とは、入院又は医師の指導による自宅療養・静養を指します。なお、休業が療養のためであるかどうかは、医師の証明によります。

#### ■支給日額

1日につき平均標準報酬日額(支給事由が生じた日の属する月以前12月の標準報酬月額を平均額を算出し、その1/22の額。10円未満四捨五入。)の2/3の額(円位未満四捨五入)。

#### ■支給期間

##### (1) 傷病手当金

病気やケガによる療養のため勤務ができなくなった日から起算して4日目から、その支給が開始した日から1年6ヶ月間(結核性の病気は3年間)、月単位で支給されます。

なお、休職期間中に80/100の給料減額等の取扱いで給料が支給されている場合、給付日額よりも実際に支給された報酬日額(給料+各種手当等)が多い場合には、傷病手当金は支給されません。

(支給された報酬日額が給付日額よりも少ない場合、差額が支給されます。)

※ 休職した組合員に傷病手当金が支給されるのか、地共済担当者へご確認下さい。

### 第3編 短期給付

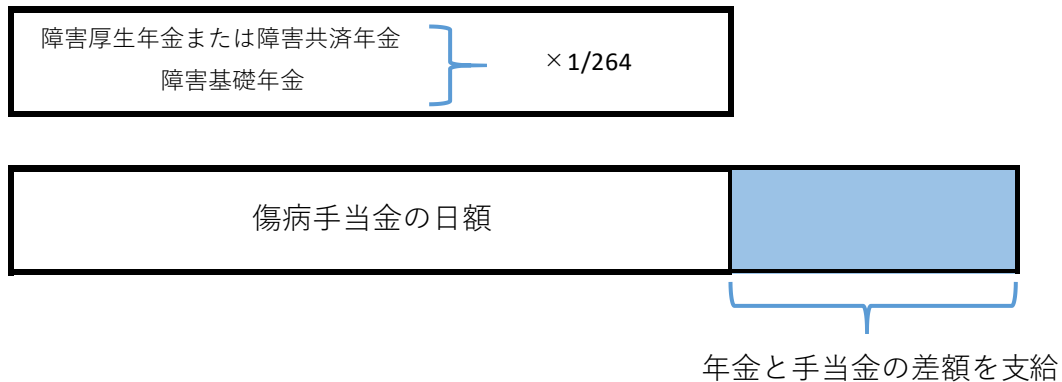
#### (2) 傷病手当金附加金

傷病手当金受給終了後、同じ病気やケガで勤務することができない場合に6か月間支給されます。

#### ■障害厚生年金等との調整

同一の傷病で障害厚生年金または障害共済年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、年金等の額が受けることのできる傷病手当金の額より少ない場合には、差額が支給されます。

具体的には、傷病手当金の日額と受けることができる障害厚生年金または障害共済年金と障害基礎年金の合算額の1/264の額とを比較します。



#### ■提出書類

##### (1) 傷病手当金・同附加金請求書

- ※ 月単位で請求を行ってください。
- ※ 請求書様式表面に、加療中のため勤務できないことに関する医師の証明が必要です。
- ※ 請求書様式裏面に、所属所長または給与事務担当者による、手当金請求月にかかる給料支払額の証明が必要です。

##### (2) 休職辞令の写し

- ※ 休職期間が延長された場合は、その都度追加で提出ください。



## 第3編 短期給付

### 2 出産手当金〈法第69条〉

組合員が出産のため勤務を休み、給料が減額されたり、支給されなくなったりしたときに「出産手当金」が支給されます。

ただし、産前産後休暇については給料の全額が支給されるため、資格喪失後の給付以外で実際に支給されることはありません。

#### ■支給日額

1日につき平均標準報酬日額(支給事由が生じた日の属する月以前12月の標準報酬月額を平均額を算出し、その1/22の額。10円未満四捨五入。)の2/3の額(円位未満四捨五入)。

#### ■支給期間

出産の日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの期間で、出産のため勤務することができなかった期間。

#### ■資格喪失後の給付

1年以上組合員だった者が、退職したときに出産手当金を受給しているときは、退職後も引き続き出産手当金が支給されます。この場合の「出産手当金を受給しているとき」とは、出産手当金の支給要件は満たしているが、受けている給料の方が高いため出産手当金が支給されていない場合を含みます。

#### ■提出書類

資格喪失後の給付以外で実際に支給されることはありませんので、該当者がいる場合に共済組合給付担当者へお問い合わせください。

### 3 休業手当金〈法第70条〉

組合員が、傷病又は出産以外の事由で欠勤したため、給料の一部若しくは全部が支給されない場合にその欠勤の事由が、社会通念上やむを得ないと認められるときは「休業手当金」が支給されます。

#### ■支給日額

1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22の額。10円未満四捨五入。)の5割の額(円位未満切捨て)。

### 第3編 短期給付

#### ■支給期間

次の事由により欠勤したときに、それぞれの理由に応じて決められた期間支給されます。

支 給 事 由	支給期間
1 被扶養者の病気またはケガ	承認された期間
2 配偶者（事実婚にある者、被扶養者でない者を含む）の出産	14日
3 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者の不慮の災害	5日
4 組合員の婚姻、配偶者（2と同様）の死亡又は被扶養者等の婚姻や葬祭	7日
5 配偶者（2と同様）又は一親等の親族で被扶養者でない者の病気やケガ	5日
6 組合員が高校又は大学の通信教育の面接授業をうけるための欠勤	支部長が必要と認めた期間

注 1 給料の一部が支払われているときは、休業手当金との差額だけが支給されます。

2 週休日については、支給されません。

3 傷病手当金、出産手当金が支給されている期間中は支給されません。

#### ■提出書類

該当者がいる場合に共済組合給付担当者へお問い合わせください。

## 4 育児休業手当金〈法第70条の2〉

組合員が育児休業を取得して勤務を休むときに、その子が**1歳に達する日までの期間**(※)について「**育児休業手当金**」が支給されます。

※ 「1歳に達する日までの期間」=1歳の誕生日前日のことを指します。

#### ■支給期間

育児休業の対象となる子が1歳に達する日までの期間で、育児休業を取得した期間支給されます。ただし、日曜日及び土曜日は支給されません。

### 第3編 短期給付

#### ■支給日額（※平成26年4月1日より改正）

##### （1）育児休業を開始した日から180日に達するまで

1日につき標準報酬日額（標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。）の67/100の額（円位未満切捨て）。

※ 給付上限額日額：13,722円

##### （2）育児休業開始後180日以降1歳に達する日まで

1日につき標準報酬日額（標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。）の50/100の額（円位未満切捨て）。

※ 給付上限額日額：10,240円

#### ■提出書類（育児休業取得時に一括請求）

- （1）育児休業手当金（変更）請求書（休業中支給分）
- （2）育児休業手当金計算書（Excelファイルを紙ベースで出力したもの）
- （3）育児休業辞令の写し

#### ■育児休業取得期間の休業実績報告書の提出について（所属所給与担当者対象）

育児休業手当金が支給されている組合員について、月ごとに「休業実績報告書」で当該組合員に給料が支給されていないことを確認します。所属所の給与担当者は、所属長の証明を受けたうえで、当月分の休業実績報告書を翌月5日までに地共済へ提出をお願いします。

#### ■留意事項

- （1）給料の一部が支払われているときは、育児休業手当金との差額が支給されます。
- （2）地方公務員災害補償法に基づく休業補償又はこれに相当する補償は、給料を受けている者とみなします。
- （3）育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法に基づく育児休業給付金の支給を受けることができるときは、支給されません。

### 第3編 短期給付

#### ■育児休業手当金支給の延長(法第70条の2第1項に規定する総務省令で定める場合)

次のいずれかの要件に該当するときは、育児休業の対象となる子が**1歳6か月又は最長2歳に達する日までの期間**で育児休業を取得した期間、その事情が続く間、育児休業手当金が支給されます。

#### ■支給延長の要件

(1) 育児休業の申出に係る子について、**保育所（無認可保育施設は含まれません）における保育が実施されないこと**。ただし、**1歳又は1歳6か月に達する日までに保育所に入所申し込みをし、入所希望日が1歳又は1歳6か月に達する日以前であり、1歳又は1歳6か月に達する日の翌日以後の期間について保育所へ入所できない場合。（1歳又は1歳6か月の時点において待機児童であること。）**

(2) 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳又は1歳6か月に達する日以後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当する場合

ア 死亡したとき

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

ウ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

#### ■支給期間

上記(1)または(2)のいずれかに該当する場合、**育児休業を取得して勤務を休む期間について、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）から1歳6か月に達する期間又は1歳6か月に達する日の翌日から2歳に達する期間、その事情が続く期間について支給されま**す。

### 第3編 短期給付

#### ■支給日額

1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。)の50/100の額(円位未満切捨て)。

#### ■提出書類

- (1) 育児休業手当金(変更)請求書(休業中支給分)
- (2) 育児休業手当金計算書(延長する期間について Excel ファイルを紙ベースで出力したもの)
- (3) 育児休業辞令の写し
- (4) 上記「■支給延長の要件(1)または(2)」に該当する事由ごとに、次に掲げる書類

#### ア ■支給延長の要件(1)に該当する場合

##### ◇ 保育所の入所に関する市町村長の証明書(待機証明)

###### 《 補 足 》

市町村が発行したもので、当面、保育所において保育がおこなわれない事実を証明する書類。いわゆる「待機証明」(子が1歳又は1歳6か月に達する日後の期間について保育所への入所による保育が行われていないことを確認するための書類です)。

書類の表題は市町村によって異なりますが、「保育の実施(保育所の入所)に関する証明書」や「保育所への入所に関する証明書」等と記載されています。なお、市町村によって入所申込受付期間が入所希望日の属する月の2カ月前としている場合もありますので、事前にお住まいの市町村へご確認下さい。

入所申込受付期間を過ぎているため、待機証明が発行されない場合がありますのでご注意ください。

イ ■支給延長の要件（2）に該当する場合

(ア)死亡したとき

◇ 世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳の写し

(イ)負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

◇ 保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等及び母子健康手帳の写し

(ウ)婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき

◇ 世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳の写し

(エ)6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

◇ 母子健康手帳の写し

■留意事項

手当金支給期間の延長はもとより、育児休業期間を当初の予定より繰り上げて復帰したり、支給期間中に退職をした場合も支給期間短縮の変更届を、「育児休業手当金（変更）請求書（休業中支給分）」の様式を使用して速やかに提出してください。

## パパ・ママ育休プラスについて（次頁参照）

「パパ・ママ育休プラス」とは、男性の育児参加を促進する観点から、**父親・母親がともに育休業を取得する場合、特例として休業を取れる期間を延長する**制度です。また、育児休業手当金も父母両方に支給できます。次頁では父母ともに地共済組合員の場合の事例を示しています。それ以外の場合は別途問い合わせください。

### ■支給期間

育児休業の対象となる子が**1歳2か月に達する日までの期間で、育児休業を取得した期間（最大1年間）支給されます。**ただし、日曜日及び土曜日は支給されません。

### ■支給日額（※平成26年4月1日より改正）

#### （1）育児休業を開始した日から180日に達するまで

1日につき標準報酬日額（標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。）の**67/100**の額（円位未満切捨て）。

#### （2）育児休業開始後180日以降残りの支給期間

1日につき標準報酬日額（標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。）の**50/100**の額（円位未満切捨て）。

### ■提出書類（育児休業取得時に一括請求）

(1) 育児休業手当金(変更)請求書(休業中支給分)

(2) 育児休業手当金計算書(Excelファイルを紙ベースで出力したもの)

※ パパ・ママ育休プラス用の Excel ファイルを用意していますので、該当者がいる場合は、共済組合給付担当者より入手してください。

(3) 育児休業辞令の写し

(4) 世帯全員の住民票の写し

(5) 配偶者の育児休業の取得を確認できる書類(辞令の写し・育児休業取扱通知書等)

パパ・ママ育児プラスにかかる  
育児休業手当金支給パターン  
(パターン1～パターン6)

《前提》

- 1 母の育児休業については、産後休暇後、子が1歳に達する日まで取得
- 2 母父とも地方公務員等共済組合法上の組合員

**パターン 1**

育児休業：父は、子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父には、子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給

**パターン 2**

育児休業：父は、子が9か月から1歳2か月まで取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父には、子が9か月に達した日から1歳2か月に達する日まで支給

※重複期間双方に支給

**パターン 3**

育児休業：父は、母の育児休業開始と同時に子が1歳2か月に達する日まで取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父には、育児休業開始日から1年間支給

※子が1歳に達する日までは双方に支給

**パターン 4**

育児休業：父は、子の出生から1歳2か月に達する日まで取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父にも、子が1歳に達する日まで支給

**パターン 5**

育児休業：父は、子が9か月から1歳5か月に達する日まで取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父には、子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給

**パターン 6**

育児休業：当初、父は子が9か月から1歳2か月に達する日まで取得していたが、保育所に入所できなかったため1歳8か月まで延長取得  
 手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給  
 父には、子が9か月から1歳8か月に達する日まで支給

延長要件に該当



## 5 介護休業手当金〈法第70条の3〉

### ■支給要件

組合員が介護を必要とする家族の介護を行うため、介護休暇の承認を受けて勤務を休んだときに手当金が支給されます。(支給日数は通算で66日間分)

また、勤務に服さなかった1日につき支給しますので、**介護休暇を半日または時間単位で取得した日については、支給の対象とはなりません。**

### ■要介護者の範囲

- (1) 組合員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、及び兄弟姉妹(別居も含む)
- (2) **組合員と同居している**父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

### ■支給期間

介護休業手当金は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して66日分支給されます。

### ■支給日額

1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 $\times$ 1/22の額。10円未満四捨五入。)の67/100の額(円位未満切捨て)。

※ 介護休業手当金の支給額については、雇用保険法の規定による介護休業給付に準じた**上限額**があり、令和3年8月1日以後は1日あたり15,102円となっています。

### ■提出書類

- (1) 介護休業手当金(変更)請求書
- (2) 介護休業実績・給料支給証明書
- (3) 介護休暇簿の写し(所属長が証明したもの)
- (4) 出勤簿の写し、職員別給与簿の写し

(介護休業日数分の給料について、翌月の給与で減額処理が実施されているか確認します。)

- (5) 「要介護者の範囲 2)」に該当する要介護者を介護する場合、住民票を提出してください。

### 第3編 短期給付

#### ■留意事項

- (1) 介護休業により1月間全ての日において勤務に服さなかった場合、翌月の給料で給料の減額処理が行われますが、減額処理後においても、支給される給料があった場合は、当該月に支給される介護休業手当金と支給された給料の差額を支給することになります。(給料との調整)
- (2) 各月単位で手当金を請求する場合、2か月目以降の請求については「介護休業実績・給料支給証明書」のみ提出して下さい。
- (3) 介護休業期間に変更があった場合は、変更後の「提出書類(1)から(5)」までを再度提出して下さい。
- (4) 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法に基づく介護休業給付金の支給を受けられるときは、支給されません。

## 第10章 災害にあつたときの給付

組合員や被扶養者が非常災害で死亡したり、住居や家財に損害を受けたときは、次の災害給付が支給されます。

- 1 弔慰金
- 2 家族弔慰金
- 3 災害見舞金

### 1 弔慰金〈法第72条〉

組合員が水震火災その他非常災害により死亡した場合に、その遺族に「弔慰金」が支給されます。

#### ■支給額

標準報酬月額

#### ■提出書類

- (1) 弔慰金・家族弔慰金請求書
- (2) 非常災害により死亡したことについての市町村長または警察署長の証明書
- (3) 遺族の順位を証明する書類
- (4) 弔慰金振込先(遺族)の口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)

### 2 家族弔慰金〈法第72条〉

被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡した場合に、組合員に「家族弔慰金」が支給されます。

#### ■支給額

標準報酬月額 × 70/100(円位未満切捨て)

#### ■提出書類

- (1) 弔慰金・家族弔慰金請求書
- (2) 非常災害により死亡したことについての市町村長または警察署長の証明書

#### ■留意事項

その他の非常災害としての判定基準

### 第3編 短期給付

- (1) その事故が客観的にみて、社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。  
(なお、自己の故意又は過失による事故の場合は、該当しません。)
- (2) その事故の直後に、医療効果が得られない状態で死亡したものであること。
- (3) その事故による死亡が、原則として他動的原因に基づくものであること。

### 3 災害見舞金〈法第73条〉

組合員が水震火災その他非常災害により住宅や家財に損害を受けたときは、損害の程度に応じて「災害見舞金」が支給されます。

#### ■支給額

支給額はその損害の程度により、次の表のようになっています。

損 害 の 程 度		災害見舞金支給額
・ 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 of 3ヶ月
・ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 of 2ヶ月
・ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき		
・ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居及び家財に上記と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 of 1ヶ月
・ 住居又は家財の2分1以上が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき		
・ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・ 住居又は家財に上記と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額 of 0.5ヶ月
・ 浸水によって平屋建ての家屋 (家財を含む) が損害を受け、その認定 が困難なとき	床上120cm以上	標準報酬月額 of 1ヶ月
	床上 30cm以上	標準報酬月額 of 0.5ヶ月

### 第3編 短期給付

#### ■提出書類

- (1) 災害見舞金請求書
- (2) 罹災証明書(市町村長、消防署長又は警察署長が発行する証明書)
- (3) 罹災申立書
- (4) 住宅損害額明細書
- (5) 家財損害額明細書
- (6) 住民票
- (7) 写真
- (8) その他(損害程度の確認や給付額の算定に必要な書類)

#### ■留意事項

- (1) 災害見舞金の額の算定は、住宅、家財のそれぞれにつき別々に算定した月数を合算しますが、3ヶ月分を超えることはできません。
- (2) 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、各組合員それぞれに支給されます。
- (3) 住居とは自宅、借家、借間、公務員宿舎、公営住宅など組合員が現に居住している建物です。
- (4) 家財とは住居以外の家具、調度品、寝具、衣服、など日常生活に欠かせないものです。不動産、現金、有価証券などは含まれません。

## 第11章 公務災害・交通事故等の第三者加害行為にあったときの注意

交通事故など他人(第三者)の加害行為でケガをしたり病気になったりしたときは、その治療に要する費用は、加害者である第三者が最終的に負担することになります。

しかし、そのケガや病気が公務上や通勤上でない場合には、組合員証や被扶養者証を使って治療を受けることもできます。

組合員証や被扶養者証を使用して治療をした場合の医療費は、共済組合が一時的に立て替えたものですので、その立て替えた費用を加害者に請求する権利を取得(代理取得:法第50条)することになります。したがって、第三者の加害行為でケガや病気をしたときは、必ず共済組合に連絡し、下記の書類提出をお願いします。

また、公務上、通勤上のケガや病気の場合は、地方公務員災害補償基金沖縄県支部に報告をお願いします。

### ■提出書類

- (1) 損害賠償申告書
- (2) 事故状況報告書(交通事故に該当する場合に提出ください。)
- (3) 交通事故証明書(自動車安全運転センターで発行、写し可)
- (4) 同意書

(医療費の請求の際、診療報酬明細書(レセプト)等の個人情報を損害保険会社等へ提供する際に組合員または被扶養者の同意が必要なため)

- (5) 交通事故による傷病でないことの報告書(交通事故非該当の場合に提出ください。)

### ■示談の注意

示談は、事故の当事者がお互いに譲歩して紛争を解決する和解に当たります。示談は、特別な事情がない限り、再び話し合いによってその内容を変更することはできないとされています。

示談が成立する前に共済組合が行った給付については、加害者である第三者に対して損害賠償の請求を行いますが、示談成立後に給付を行った場合は、共済組合は加害者である第三者に対して損害賠償の請求をすることができませんので、給付した医療費等を組合員に対して返還請求することになり、組合員自身でその費用を負担することになります。

したがって、安易な示談をせず、必ず共済組合に経過を報告するようにしてください。

■交通事故の一般的注意

交通事故に遭ったら、必ず次のことを行いましょう。

- (1) 運転者の住所、氏名、免許証番号、自動車の持主の住所、氏名(営業用のときは、会社の住所、会社名、代表者名)、自賠責保険証に記載されている内容等を記録すること。
- (2) 小さな事故でも必ず警察に届けること。
- (3) 医師の診断を受けること。